

神 調 報

shin cyo hou

春号

2・3・4

2012 No.413



 神奈川県土地家屋調査士会
<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp>

いとりと

先日、挨拶について考えることがありました。普段、何気なくする挨拶ですが、気持ちのよい挨拶とはどういったもののでしょうか。一日の始めに、日本では一般的に「おはようございます」と始まります。笑顔で爽やかな対応で言われると、とても気持ちがよく清々しい気持ちにしてくれるものです。

マナーコーディネーターの文献によると「あいさつはマナーのいちばん基本であり、挨拶という字は、どちらの文字も「押す」というニュアンスの意味であり、つまり挨拶というのは、自分からすることがとても重要ということ」とのことです。一般的にマナーは、形と心と言われますが、やはり気持ちが大切であると思います。とは言え習慣化されている部分もあり、深く考えるとなかなか本気の挨拶というのも難しいと感じます。

挨拶と言っても言葉やジェスチャーなどの表現によりすることもでき、握手や抱擁は皆の知るところですが、ニュージーランドの先住民族、マオリ族やイヌイットは鼻と鼻をこすりあわせる挨拶をし、ケニアのキクユ族では相手の手に唾をかけるという挨拶もあるそうです。

また日本語では、時間によって「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」を使い分けますが、韓国語の「アンニョンハセヨ」やタイ語の「サワディー」のように、一日中同じ言葉を用いるという国もあり、日本では「こんにちは」等の挨拶の時に頭をさげてのお辞儀ですが、よくお辞儀をするのは日本と韓国くらいで、世界でも珍しいということです。

私が思うのは、気持ちの良い挨拶とは心を込めて笑顔で接することです。全てのマナーに通じると思いますが、そのことにより人と人を結ぶきっかけであったり、たくさんのお出逢いと始まりではないかと思います。挨拶の引き出しを増やせば、もっとより良い日々が過ごせるのかもしれない。

横浜西第二支部 内田 博之

表紙

みごとな虹のアーチにパチリ

文・写真 相模原支部 足立 尊仁

相模川の厚木市と座間市に跨る座架依橋付近の田んぼからの風景です。

この光景は、厚木市方面より座間市に向かって座架依橋を渡っているときに出会えたものです。ここまできれいなアーチを見たことがなかったので、現場から帰る際にあわてて車を停車し、撮影してみました。

日頃、仕事では地面ばかりみているので、このような素敵な光景とは出会えませんかね（笑）。

ちなみに、このあたりで、このような虹が出現するスポットらしいとか・・・？

目次

平成23年度第3回会員・一般研修会	2
平成23年度「考査」出題問題研究講座	4
法律よもやまばなし	5
公囑だより	7
小田原城北工業高校出前授業	8
海老名市長表敬訪問	10
相模原市長表敬訪問	10
神奈川県公囑協会第31回定時総会	12
「神奈川の地方自治を考える」シンポジウム	13
全国一斉！法務局休日相談会	15
14条地図作成作業住民説明会	16
久野っ子に二宮金次郎像を贈る会	18
横浜中支部 広報活動	19
湘南第一支部 ミニバスケット大会	20
湘南第一支部 登記無料相談会	21
県央支部 厚木市少年サッカー大会	22
相模原市立相陽中学校職場体験活動	23
調査士ねっとわーく	25
新入会員自己紹介	27
計報連絡	28
編集後記	29
会員異動	

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

会務日誌(抄) <平成23年12月20日～平成24年3月26日>

12月

- 21日 第8回研修部会
- 21日 第7回研修運営委員会
- 21日 横須賀市長表敬訪問(海野会長、福本副会長、清田支部長、花上委員長、上田委員、千田委員、平田政連副幹事長)
- 22日 第8回業務部会

1月

- 6日 神奈川県司法書士会賀詞交歓会(海野会長)
- 10日 第9回常任理事会
- 11日 登記相談会2件(関田相談員)
- 11日 埼玉会賀詞交歓会(海野会長)
- 11日 東京地方税理士会賀詞交歓会(岩倉副会長)
- 12日 第9回業務部会
- 13日 横浜市建築事務所協会賀詞交歓会(福本副会長)
- 13日 海老名市長表敬訪問(奥田副会長、朝岡理事、増島支部長、花上委員長、上田副委員長)
- 13日 第2回法学研修
- 14日 横浜北支部賀詞交歓会(奥田副会長)
- 17日 第9回研修部会
- 17日 東京会賀詞交歓会(海野会長)
- 18日 登記相談会1件(有野相談員)
- 18日 筆界特定筆界調査員任命書交付式(海野会長)
- 19日 小田原城北工業高校出前授業
- 20日 建築士三会合同賀詞交歓会(奥田副会長)
- 20日 第3回法学研修
- 24日 第6回理事会
- 25日 第1回表示登記適正処理委員会
- 25日 千葉会賀詞交歓会(海野会長)

- 26日 (社)神奈川県公共囑託登記土地家屋調査士協会 第31回通常総会(海野会長)
- 27日 神奈川県社会保険労務士会賀詞交歓会(海野会長)
- 27日 秦野国県市合同行政相談所(鈴木理事、関野支部長)
- 27日 第4回法学研修
- 30日 第9回総務部会
- 31日 第6回広報部会
- 31日 神奈川県行政書士会賀詞交歓会(海野会長)

2月

- 1日 登記相談会4件(村田相談員)
- 2日 第7回財務部会
- 2日 神奈川県大規模災害対策土業連絡協議会(奥田副会長)
- 7日 第10回常任理事会
- 8日 登記相談会4件(甘粕相談員)
- 9日 第10回研修部会
- 9日 第8回研修運営委員会
- 12日 全国一斉法務局休日相談会(奥田副会長、岩倉副会長、佐川部長、小笠原理事)
- 13日 第25回神奈川県土業連絡協議会(海野会長、伊東部長、市川部長、有野部長)
- 15日 登記相談会3件(普川相談員)
- 19日 関ブロ内日調連役員との打合せ(海野会長、奥田副会長、餅田副会長)
- 20日 平成23年度第3回会員・一般研修会(公開講座)
- 20日 第7回広報部会
- 22日 登記相談会1件(清田相談員)
- 22日 第6回ADR・筆界特定・境界鑑定推進委員会

- 23日 第10回業務部会
- 24日 登記事務連絡協議会(海野会長、岩倉副会長、伊東部長、市川部長、平野部長)
- 27日 第10回総務部会
- 29日 登記相談会1件(青山相談員)
- 29日 第7回理事会

3月

- 2日 相談役会
- 4日 安井和男氏黄綬褒章受章記念祝賀会(関名誉会長、海野会長)
- 6日 第9回研修運営委員会
- 7日 登記相談会4件(栗田相談員)
- 7日 第11回常任理事会
- 8日 相模原市長表敬訪問(海野会長、福本副会長、中川理事、上田委員、木下副支部長、甘利政連幹事長)
- 9日 第4回支部長会議
- 10日 第2回新入会員研修会
- 14日 登記相談会4件(大竹相談員)
- 15日 第2回事故処理委員会
- 15日 第11回総務部会
- 15日 第8回財務部会
- 15日 第8回広報部会
- 16日 第11回業務部会
- 16日～17日 下川健策氏黄綬褒章受章記念祝賀会(海野会長)
- 21日～22日 DR代理権認定のための特別研修対応講座「考査」出題問題研究
- 22日 第11回研修部会
- 26日 第8回理事会

平成23年度 第3回会員一般研修会

平成24年2月20日(月)13時より横浜市市民文化会館関内ホールにて、第3回会員一般研修会が行われました。今回は「東日本大震災より学ぶ」という大テーマのもと、一般の方にも聴講できる公開講座として開催し、三部構成で各講師の方に講演をしていただきました。

始めに第一部の講演では、講師の宮城県土地家屋調査士会の鈴木修会長より、

東日本大震災の被災者一個人としての体験談ともに、会を預かる責任者としての対応と震災後に考えたことなどを、お話して頂きました。

大地震の起きたその時から、ご自身が経験されたことと、震災後すぐに立ち上げた宮城会の震災対策本部が行った会員の安否確認作業、支援受け入れと被災者への支援物資運搬作業などについて、時間の経過を追って話されました。

被災地では、災害発生直後は、水と食糧が必要であり、それらを運搬するための車のガソリンも重要であること、まず生きるための1週間、1ヶ月、そして半年後と、必要とするものが変化していき、被災者の精神状態も変化していくこと、仮設住宅に住めるようになってからも、将来の希望が見いだせない人たちには非常なつらさがあり、精神的な励ましも必要としていることなどを伺いました。

それから、支援する側へのお願いとして、支援物資に使用条件をつけないで欲しいこと、水や食料品以外は贅沢だと言う考えをもたないで欲しいこと、一部だけを見て、被災者への支援はもう必要ないと判断しないで欲しいことなどを話されました。

また、土地家屋調査士会だけで対策本部をたてるのではなく、緊急時に組織の枠などにこだ

わらず、公嘱協会、政治連盟等の組織と共同で活動すべきだと、提案されていました。組織の長に必要なのは、即決即行であり、行為の妥当性や平等性などにこだわらずに、目の前の被災者のために動くことであるとも話されました。

鈴木修会長から「被災地責任」という言葉がでましたが、まさに被災者でしか解からないことを伝えて下さったことに感謝すると同時に、神奈川県で仕事をし、生活をする私たちに、折角いただいたアドバイスと教訓を是非生かして行きたいと強く思われました。

第2部では、神奈川大学工学部建築学科教授の荏本孝久氏を講師にお迎えして、「大規模災害に備える防災・減災まちづくり」のテーマで講演していただきました。

荏本氏は、防災・減災害対策の視点をいくつも挙げて問題提起をしてく下さいました。まず、地震のメカニズムを理解した上で、直下型か海溝型か、強震動型か津波型か、都市型か農漁村型かなどの地震の態様を認識して、被害の種類と規模を想定し、液状化の可能性をも考慮した上で、必要な防災対策をとることが大切であると話されました。

日本列島は、巨大地震の発生しやすいプレートのぶつかり合うところに位置しているので、地震の発生メカニズムをさらに研究し、国と地方自治体と地域民が防災情報を共有化して、減災を目指していくことを主張されていました。行政が行うハード面と地域が行うソフト面、原則自助から共助、そして公助の順序を意識して、災害に対する想定と事前準備をすること、ボランティアの受け入れ態勢を作ることも重要だと説明されました。

第3部では、アイサンテクノロジー株式会社の技術顧問である中根勝見氏に、「測地成果2011と境界復元」というテーマで講演して頂きました。

中根氏は、測量で得られた位置は、3Dから、時間軸を合わせて4Dで管理する時代であることを強調されました。

地積測量図においても、不動産登記規則第77条の改正で、測量年月日の記載を求めようになったのも、その一環ではないかと説明されました。

かつては、スタティック測地系で考えてきましたが、阪神淡路大地震による地殻変動が原因で、土地の境界が視認できる程に移動することを経験しました。

また、年々少しずつ移動する地殻も、長い時間の経過とともに大きな歪みを生じてしまいます。電子基準点の観測で得られるその差異をもとに、国土地理院が変換パラメータを作成

して、基準点座標等を補正しました。これが、PatchJGDによる公共基準点の座標と標高の補正ということだそうです。

ただし、不均等な移動や、液状化した海岸部地域などでは、誤差の問題があり、自分でPatchJGDを使用するには、注意する必要があると解説してくださいました。

記者もこれからは、元期を2011年4月とする測地成果2011等を使用して測量計算を行うのかと認識を新たにいたしました。

今回の一般研修会出席者数は、会員260名と補助者16名とやや少なめでしたが、官公署23名、他会員27名、一般83名の方が見えて、震災から1年という時期でもあり、関心のあるテーマであったかと思われます。

今回の講演をしてくださった講師の方々、並びにその準備をしてくださった皆様に感謝を申し上げます。

記事：川崎支部 林 健二

写真：湘南第二支部 西野 稔



平成23年度「考査」 出題問題研究講座(ADR特別研修対応講座)

平成24年3月21日、22日の2日間、午後6時から8時30分までの2時間半のスケジュールで「考査」出題問題研究講座が神奈川県土地家屋調査士会館の3階研修室で行われました。これは認定土地家屋調査士になるためのADR特別研修における考査の直前対策として、希望者を対象に企画されたもので、堀口憲治郎弁護士を講師に迎え、11名の参加がありました。研修では押さえるべきポイントを繰り返し確認すると共に、過去に行われた考査の記述式問題を題材に講義が行われました。

受講者に受講理由を聞くと「いずれ必要になると思うので」という“先行投資型”から「仕事が暇なので」という“時間の有効活用型”と様々でしたが、土地家屋調査士試験に合格しても会員登録をしていない2名の受講者(有資格者)の参加が印象に残りました。筆者も第2回のADR特別研修を受講しましたが、取材を通じて時間の経過とともに忘れてしまっている事

がとても多いことに驚かされます。復習の意味も込めて、本会会員研修会のように定期的に認定土地家屋調査士研修があっても良いのでは、と強く感じました。

物作りの世界ではよく「技術」と「技能」という言葉が使われるそうです。「技術」とは理論であり、「技能」とは実作業で身につくカンやコツ、すなわち“腕”のことで、この2つが揃って初めて良い物が作れるとされています。

これを土地家屋調査士に当てはめると「知識」と「経験」と言えるのではないのでしょうか。経験は5年、10年と仕事を続ければ積み上げられますが、知識は机に向かって勉強し、初めて得られるものだと思います。知識を得るのに早い、遅いはありません。まだ認定を受けていない会員の皆さん、ADR特別研修を受けて知識を蓄積してみてはいかがでしょうか。

(記事・写真 広報部次長 中川 裕久)



平日の遅い時間にもかかわらず、真剣に聴講する受講者の皆さん。次々指名され回答を求められるため、気の抜けない緊張感のある講義でした。考査での健闘を祈ります。



講師の堀口弁護士。過去問は土地境界の不明に起因する土地の明渡しや時効取得など実務でも実際に遭遇しそうなケースを題材にしており、興味深いものでした。

法律よもやまばなし

顧問弁護士 柳 川 猛 昌

鑑定人、専門委員について

民事訴訟には医療過誤訴訟、建築関係訴訟などの専門訴訟といわれる分野があります。これらの事件では、その解決のために専門的な知見が不可欠となる場合が殆どですが、通常人が備えていないような高度な専門的知見を、裁判官が備えるように期待することには無理があります。そこで民事訴訟法は鑑定などの方法を用意していましたが、平成15年の民事訴訟法改正で専門委員という制度が設けられました。

鑑定(民事訴訟法第212条乃至218条)とは、専門的経験則を事実認定の証拠資料とするための証拠調べであり、鑑定人がこの判断を行いません。鑑定人は、裁判所に指定され、当該事案について必要な調査と自己の知見とを総合して鑑定意見を作成します。この鑑定意見が記載されたものが鑑定書です。このように鑑定手続は、証拠調べの方法であるという点に特徴があります。

これに対して専門委員制度は、事案の解決に必要な専門的知見を、訴訟の審理に必要な全ての場合に裁判所に提供することを目的として設けられました。専門委員の審理へのかかわりは、口頭弁論・弁論準備手続や、証拠調べ、和解の勧誘など広く認められています(同第92条の2)。

口頭弁論や準備手続では、一般に当事者がそれぞれの主張や証拠を提出し、その事案で核心となる争点(事実の有無、証拠)が何かを整理していきます。ここに専門委員が関わることで、専門分野に関わる内容の整理や、書証やその

記載内容の専門的意味合いの把握、専門的知見に基づく争点整理、鑑定を行う場合に対象となる事項の合理的な整理などが期待できます。また尋問手続の際にも、証言に専門用語が表れた場合、その意味内容を専門委員によって説明してもらうことが可能です。さらに和解の段階でも専門委員が関わることで、例えば和解内容が何らかの作業等を伴う場合、より実現可能性の高い合理的な和解内容とすることも期待できます。

鑑定や専門委員制度はそれぞれ上記のような特徴を持っていますが、特に建築関係訴訟では専門委員制度が非常に多く利用されています。ところが筆界が問題となる事案で土地家屋調査士が専門委員等で活用されているとの話はあまり聴いたことがありません。しかし筆界の専門家たる土地家屋調査士が、筆界が問題となる訴訟事件の解決に専門家として関与すべき必要性は極めて高いといえます。表示の登記、地図、筆界に対する弁護士や裁判官の知見が不十分な状況で、これらが問題となる訴訟で土地家屋調査士の専門的知見が活用されることで合理的解決が期待できる事案は多いと思います。

土地家屋調査士の実質的関与がない訴訟事件の場合、筆界が争われているにも拘らず、その判断に必要な資料が証拠として提出されていないことは、珍しくないかもしれません。この際、裁判所が積極的に土地家屋調査士を専門委員として活用することで、事案解明のために訴訟指揮を行いより合理的な訴訟進行をはかり、早期

に合理的な紛争解決が期待できると思います。また和解による解決をはかる場合も土地家屋調査士が専門委員として関わることで、法務局への登記申請が問題なく行なえるよう工夫をすることも期待できると思います。

しかし専門委員は、筆界調査委員とは全く性質の異なる役割ですので、専門委員の立場で土地家屋調査士自らが法務局等の関係機関へ足を運んで調査することは考えにくく、また進行協議期日等で現場を見る位のことではできても、筆界特定という現況把握調査や測量等の作業まで行うわけではありません。専門委員としては、あくまでも事案解明のため調査の方向性を裁判所や当事者に説明し、提出された証拠について専門家の見地から説明をするといったことが中心になると考えられます。

したがって調査不足を補うため場合によっては、当事者に対して、法務局等関係機関への調査や測量等の作業のために土地家屋調査士への依頼を勧めることも考えられるかもしれません。また、場合によっては別途鑑定を申立ててもらい、鑑定手続として別の土地家屋調査士が調査(資料調査、鑑定等)を行い、鑑定意見を出

してもらうことで、専門委員制度と鑑定を併用する工夫も有り得るかもしれません。実際にどのような運用が合理的かは、当事者がどの程度土地家屋調査士の協力を得ているかによっても異なってくると考えられます。

他方、法務局の筆界特定制度が定着しつつある状況で、裁判所が積極的に筆界の問題に関わっていくという姿勢を持てるのか不安な点もあります(場合によっては訴訟係属後に、裁判所が筆界特定制度の利用を勧めることもあるかもしれません)。しかし筆界特定制度といえども、筆界が問題になる事案について遍く対応できているわけではなく、また、所有権の問題は筆界特定制度では対応できません。

筆界の問題をより合理的に解決すべきとの観点からは、裁判所は筆界特定制度の利用を視野に入れつつも、筆界が問題となる事案について、積極的に土地家屋調査士を専門委員として活用していくことを考えるべきだろうと思います。また、土地家屋調査士会は、裁判所の要請に応えられるよう研修プログラムを整えつつ、積極的に裁判所へ専門委員としての活用を求めてアプローチをしていくべきであろうと思います。

公 嘱 だ よ り

神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

総務部長 八木 茂忠

平成23年9月16日に第30回臨時総会において、定款の変更と事業年度の変更及び諸規則の一部変更が承認されました。9月28日に定款変更の認可申請を主務官庁である法務省に提出し、11月22日付けで法務大臣より定款変更が認可となりました。事業年度が1月1日から12月31日に変更となり、①入会及び退会に関する規則・②入会金及び会費に関する規則・③役員選任規則・④業務処理規則・⑤理事会運営規則・⑥支所設置規則・⑦役員報酬規則の一部変更を行いました。この臨時総会を経て、平成24年1月26日に内閣府へ公益法人移行申請をする決議をするため第31回通常総会を開催するはこびとなりました。総会には来賓として、神奈川県土地家屋調査士会海野会長はじめ公嘱協会顧問の岩淵弁護士、外部監査人沢村公認会計士をお迎えし、長時間にわたる審議の結果、新公益定款及び諸規則変更の承認を得ました。内閣府へ申請することにご承認いただきましたことに、社員の皆さまに大変感謝いたします。総会開催の前に、昨年度内閣府から、公益認定を受けている静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の前理事長の望月様に「公益移行について」の講演をお願いしました。内閣府から公益認定を受けた後の境界が行う事業について、不特定多数の国民から求められる評価に、学ぶべき方向性と明るい兆しを予感しました。

明治のころに作成された地図は、現地との整合が悪く土地の境界や面積が不正確であり、土地や建物の売買など不動産取引に支障をきたしています。国民の権利の明確化に寄与している事業として法14条地図作成作業があります。

平成16年から横浜市・川崎市・横須賀市・横浜市内の地図混乱地区(公図と現地の形状が

整合しない地区)において、法務省が計画機関、神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が作業機関として新しい地図を作成して9年目を迎えます。

- 平成16年① 横浜市南区中里3丁目の一部
② 南区六ッ川3丁目の一部
- 平成17年① 横浜市南区大岡4丁目的一部分
② 港南区大久保3丁目的一部分
- 平成18年① 横浜市港南区芹が谷1丁目的一部分
平成19年① 横浜市港南区下永谷5丁目的一部分
平成20年① 川崎市中原区井田1・2・3丁目地区
② 麻生区王禅寺西6丁目
- 平成21年① 横須賀市上町3丁目的一部分
② 佐野町1丁目的一部分
- 平成22年① 横須賀市森崎2・4・6丁目的一部分
② 小矢部3丁目的一部分
- 平成23年① 横須賀市二葉1・2丁目
② 鴨居1丁目
③ 東浦賀1丁目
④ 横浜市港北区新吉田東地区
⑤ 港北区高田西地区
- 平成24年① 横浜市港北区新吉田東地区
② 港北区高田西地区

上記の14条地図作成作業の地図は、土地の1筆ごとの境界を立会い等で確認し、精度の高い測量を行います。この地図作成は、円滑な土地取引や災害等による、境界の復元が可能な成果品となります。日本経済の高揚の一翼を担っている国家事業により、地図混乱地区の皆さまから感謝の声は、休まることはありません。暑さ・寒さに係わらず、計画機関である法務局の大勢の担当職員と公嘱協会の社員が一致協力した作業の結果です。今後とも公嘱協会は、積極的に地図作成に係わって行きます。皆さまのご支援助とご協力をお願いいたします。



小田原城北工業高校出前授業



早いもので、3回目の出前授業となりました。

小田原城北工業高等学校は、昨年創立50周年を迎えた比較的新しい学校です。

早朝の寒い中、役員が学校関係者への挨拶と最終的な打ち合せ、協力会員と役割分担の確認を行い、いよいよ8:55分から教室で出前授業第一部の始まりである。

初めに土地家屋調査士のパンフレットなど教材を生徒に配布し、力石高志会員が講師を務めました。今年は東日本大震災が発生したことを受け、地震のことをテーマに、震源地付近の土地が最大5m以上も移動した地点がある、1m以上沈下した地点があることなど、地図を見ながら流暢に講義を進めていきます。

関東近海で大地震が発生した場合、津波が酒匂川を逆流してくる可能性があり、小田原城北工業高等学校にも到達するのは明らか「皆さんも大地震が発生した時の避難先等を今から考えておいて」との話に、生徒も現実問題として真剣な様子が伺えました。

また、被災地において土地家屋調査士はどのような仕事に携わっているのか、現在は被災建物がどのような状態であるか現地で確認し、全壊の建物は建物滅失登記を進めている点、土地については近い将来基準点が設置、整備された後に、土地の境界測量等が施されていく予定であることを説明し、土地家屋調査士業務の理解、アピールをして教室内での授業を閉めました。

第2部の授業は、外に出て機材を使っての測量実習である。生徒約30名も就職、進学など進路も、ほぼ確定して余裕のある日々を過ごしている様子でしたが、将来仕事に就いた時に役に立つよう山口宏幸支部広報員をはじめ県西支部会員が考えられた、短い時間ながらアイデアいっぱいの測量実習となりました。

測量実習の内容は、生徒が4班に分かれトータルステーションを使用してポイントの逆打ち作業である。支部会員から実習内容の説明を受けた後、生徒全員が交代でトータルステーションを操作する人、ピンポールでポイントを打設

する作業を行いました。

現在のゲームとかパソコンを多く日常で使用している生徒たちです、さすがに覚えも早く予定の時間よりも早く作業が完了しました。

打設完了後のポイントを丁張の糸で結ぶと、きれいな星形が完成しており、各班とも間違ふことなく打設されていました、初めてにしてはおみごと。

現場での授業は、生徒も初めは緊張していましたが、実習の雰囲気慣れてきてからは、にこやかな笑いを交えながらも真剣な表情で説明を聞き作業を行っていました。

実習の最後に山口宏幸会員よりGPSを使用

した測定の説明を行い、出前授業は午前をもって終了となりました。

小田原城北工業高等学校生徒の皆さん、将来の為に少しは役立つと思います、ご苦労様。

先生方、お忙しい中いろいろな準備ありがとうございました、来年度以降も生徒の為に、継続して授業が行えるようにお願いします。

県西支部、黒柳雄二支部長を始めとして、協力会員の皆様ご苦労様でした。

筆者は取材で初めて参加しましたが、用意周到に計画されてとても良い出前授業でした。来年以降もぜひ継続して下さい。

広報部 松浦 孝二



内野 優 海老名市長 表敬訪問

平成24年1月13日海老名市役所に内野市長を表敬訪問しました。

海老名市に所在会員の支部、大和支部増島支部長ほか奥田副会長、朝岡理事、制度対策特別委員会から上田副会長と私、委員長の花上が伺いました。

話題は主に今年度もしくは次年度に、海老名市から場所を提供していただき、隣接4市役所合同の職員を対象に、筆界特定研修を開催する方向で話がありました。

制度対策委員長 花上 康一



加山 俊夫 相模原市長 表敬訪問

平成24年3月8日の木曜日、午前11時から30分間の予定で、筆者の地元である相模原市の加山俊夫市長を表敬訪問しました。これは海野会長が、行政に対して土地家屋調査士制度の広報活動の一環として実施しているもので、相模原市は政令指定都市に移行してから初めての訪問になります。

表敬訪問に際して、土地家屋調査士制度・筆界特定制度・境界問題相談センターかながわを紹介するパンフレットと土地家屋調査士試験案内の試作ポスターも持参し、受験者数が減少し続けている現状の説明と、市役所へのポスターの掲示の協力も併せてお願いしてまいりました。

加山市長は相模原市役所職員として、都市整備を担当する部署にも長く務められた経験から土木関係にとっても明るく、市長との歓談では街づくりの話が中心となりました。圏央道の開通と市内で実施される土地区画整理の話に始まり、リニアモーターカーの新駅誘致のこと、相模原駅北側の米軍基地(相模原総合補給廠)の一部返還計画とそれに伴う小田急多摩線の相模原駅への延伸、また神奈川県的主要な水源地を抱え、地盤も良い相模原市の防災拠点としての重要性、市町村や都道府県の垣根を越えた広域連携の大切さなど、相模原市の行政に対する市長の考えを多く伺うことが出来ました。中でも特に印象的だったのが、民間で出来ることはなる

べく民間に委託するとの基本方針と、相模大野駅周辺整備事務所長時代に再開発事業で大変苦労されたお話でした。

公共事業では、よく事業完了予定が大幅に遅れ、最終的に総事業費も増加してしまう問題が指摘されます。その原因は色々あるのですが、土地の境界確定に時間がかかってしまった例も多いようです。私達も専門家として公共事業における過去に起きた土地境界の問題事例を地方自治体と共有し、望ましい解決方法をより具体的に検討、シュミレーションし、事業計画に伴う境界確定や用地買収事業を提案する時代に来ているのではないのでしょうか。

(記事・写真 広報部次長 中川 裕久)



相模原市の街づくりについて熱く語る加山市長(中央)。冗談交じりに次々繰り出される市長の話に圧倒された30分間。加山市長は市長に就任されてまもなく5年目になりますが、本当に“熱の冷めない方”でした。

最後に市長と記念撮影。左から相模原木下副支部長、筆者広報部次長)、海野会長、加山市長、福本副会長(政治連盟会長)、甘利政治連盟幹事長、上田制度対策特別委員副委員長。加山市長の長身ぶりが際立つショット。



神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 第31回 定時総会

日時 平成24年1月26日(木)

場所 メルパルク横浜 フジハウエイの間



講師 望月 繁和 先生



挨拶する 越智 眞琴 理事長

来賓

静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
前理事長 望月繁和氏
神奈川県土地家屋調査士会会長 海野敦郎氏
顧問弁護士 岩淵正紀氏
顧問公認会計士 澤村義幸氏

従来の決算期は4月～3月であったが、公益法人に移行するために実質9ヶ月の期による通常総会として開催された。

先行、公益法人として認可された静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の前理事長望月繁和様を講師として招き、テーマを「公益法人移行について」として経過と実情及び心構えの講和があり、続いて越智理事長の挨拶は神奈川会が社団から公益法人移行申請の準備と経過報告及び予定に重点を於いた内容であった。議長・副議長の選出から議事に入り質疑もあり、予定時間を大幅に超過して盛大に行われ議案の全てが承認され閉会となった。

まずは第31回定時総会が無事終了した事に

心からお祝いを申し上げます。

講和の中で印象に残った事は、望月先生が静岡会の申請時「公益法人とは何ですか?」と問われ、その答えは「身を削って奉仕する事ですよ」と言われたそうです。

以前小生が開業して公嘱協会に入会した当時に、先輩方から「官公庁の登記業務は民間の数倍」と聞いた事がありました。その恩恵を受けての現在がある事も事実です。公益法人を理解しようとする時、公の利益を第一に考える事、これは土地家屋調査士倫理要綱に於いて「公」は「国民」と解すべきでしょう。

国民の利益は即ち公の利益です。阪神淡路大震災、また間もなく1年になる3.11東日本大震災等、その復興に関して従事する全ての土地家屋調査士が公益の趣旨を理解し、その業務にあたるべき使命があります。当協会が、公益法人として認可されその牽引役となると確信した総会でした（一社員として）。

大和支部 岸本 博文

「神奈川の地方自治を考える」 シンポジウム



平成24年1月26日(木)午後2時～5時、横浜市西区みなとみらい横浜銀行本店はまぎんホール「ビィアマーレ」において、定員513名のホールほぼ満席の中「神奈川の地方自治を考える」シンポジウムが開催されました。

第1部は「市町村制度を巡る課題と論点」について、久元喜造総務自治行政局長の講演が行われました。はじめに、市町村における合併の歴史の説明があり、「明治21年7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1719市町村まで減少した。明治の大合併では、小学校や戸籍の事務処理を行なうため300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併が実施され7万以上あった町村が15,859市町村まで減少した。昭和の大合併では、中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口8,000人を標準として合併推進された。そして平成の大合併では、地方分権の推進のなかで市町村合併後自治体数1,000を目標とする方針を踏まえ、自主的な市町村合併が行われた」

など都道府県、市町村、大都市制度の沿革について解説がありました。

そして、現在地方公共団体における部門別の職員数など説明などがあり、最後に「今後においても地方都市は人口の減少に伴い、市町村合併が行われ事務、事業の見直し、廃止、統合などが行われて行くであろう」と今後の地方行政の見方で話を終えました。

第2部はパネルディスカッションがおこなわれ、コーディネーター辻塚也一橋大学大学院教授とし、パネリストに服部信明茅ヶ崎市長、山口昇士箱根町長、林文子横浜市長を迎え行われた。はじめに、3市町長により現在の市町の現状と問題点の説明があった。

服部信明茅ヶ崎市長は急速に進む高齢化、自然エネルギー導入そして県費負担教職員制度の現状にふれ、特に県費負担教職員制度について、横浜市など政令指定都市以外の市町村では、「市町村の教職員は都道府県により指名され、給与も都道府県より支払われる仕組みによ

り、市立〇〇小学校、〇〇中学校であっても教職員が県職員としての意識が強く、学区域との連携意識が薄いことである」と説明があった。

山口昇士箱根町長は、箱根町の人口及び財政状況の変貌について説明があり、「今後の箱根町は、箱根、湯河原、熱海など近隣をあしがら観光圏とし、観光地として県市町村の壁をなくした広域行政の取り組みを目指していきたい」と話がありました。

林文子横浜市長は、「人口約370万人を抱える大都市として、大都市制度の実施を目指したい、橋下大阪市長の大阪都構想とは多少違いはあるが、二重行政を省き、県を飛び越えた形の

大都市行政を目指したい」言われた。横浜市の人口、財政の現状と今後の推計、また、現在行われている文化芸術による賑わい・経済活性化を今後も広めていくことの説明がありました。

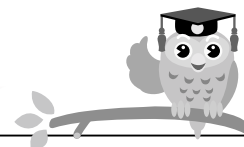
取材を通じて感じたことは、現在外国人観光ツアーは東京、富士山、京都と神奈川県を飛び越えてしまいます。

鎌倉市は「武家の古都鎌倉」をアピールし、世界遺産登録を目指してほしい、そして横浜、鎌倉、箱根などを中心に、観光を通じて神奈川県全体が活性化されることを願っています。

広報部 野口 幸秀



「全国一斉！法務局休日相談会」



法務局主催により、平成24年2月12日(日)全国163ヶ所で「全国一斉！法務局休日相談会」が開催されました。

横浜地方法務局管内では、横浜地方法務局及び6支局において各支局、区役所、文化会館などで開催され、横浜地方法務局では横浜新都市ビル(そごう横浜店9階)ミーティングルームで10時から16時まで行われました。

横浜新都市ビルには、法務局職員、司法書士会からの応援、調査士会からは奥田一高副会長、岩倉弘和副会長、佐川祐介研修部長そして小笠原裕境界問題相談センターかながわ運営委員の4名が社会貢献及び土地家屋調査士制度広報の一環として協力員として参加しました。

初めての休日相談会について、開催前から法務局には多くの市民から問い合わせがあり、当日も相談者が多数来場されていました。法務局

側も事前に問い合わせのあった方は、相談内容に応じて専門の職員を配して対応をされておりました。

今回の相談会は、法務局全体で行われたものであることから、日常生活の様々な心配ごと・困りごとに関する相談、土地建物の相続の登記や抵当権の登記に関する相談、隣接との筆界に関する相談、地代・家賃の供託に関する相談、そして、いじめ・パワハラ・セクハラなど、人権に関する相談など様々な相談があったようです。

今回、初めて行われた休日相談会の取材で、平日法務局に相談に訪れる事が出来ない相談者が多くいると感じました。そして、法務局の休日相談会は、今回で終わることなく市民サービスとして定期的な開催があれば良いと思いました。

広報部 野口 幸秀



14条地図作成作業住民説明会がスタート

横浜地方法務局では、横浜市港北区内の2地域における不動産登記法14条第1項地図作成作業について、2月18日から住民説明会が始まりました。

新吉田東一丁目の一部地域、1448筆、地権者数1992名・高田西5丁目全域、982筆、地権者数1420名、合わせた面積0・37K㎡の規模で25年3月31日完成の事業計画です。事業規模の大きさから住民説明会は、2月18日から2月26日まで土日の4日間を設け、住民の入れ替え制により12回の開催となりました。

不登法14条1項地図は、平成15年6月内閣に設置された都市再生本部から「民活と各省連携による地積整備の推進」指針が示され、法務省と国土交通省が連携し、法務省は都市部の地図混乱地域を10年で100K㎡の地図作成を計画しました。その後国土交通省からの地図と現地それぞれの調査結果を受けて、平成20年に新たに10年間で130K㎡の地図を作成する事になりました。横浜地方法務局では、平成16年から地図作成作業を実施してきており、更に範囲を拡大実施中の事業と横浜地方法務局五木田首席登記官から挨拶がありました。また挨拶の中で「都市的な土地利用が急激に進み、その当時、宅地造成にかかる分筆は、公図の精度や形状があまり考慮せずに繰り返された結果と考えられ、その結果、現地と公図が符合しない状況になったと思われる」とありましたが(宅地造成にかかる分筆の大多数は土地家屋調査士が絡んでる。こりゃ調査士は労を惜しんじゃいけない。手伝わなければ)と思いました。

取材は地権者出席予定数600名と多い、2月25日(土)綱島地区センター体育館で開催された新吉田東地区の説明会に伺いました。当日は、

昨夜からの雨は止んだものの肌寒い日でしたが、午後1時の受付開始から大勢の地権者が訪れ、関心の高さが窺えました。説明会は午後2時と4時からの2回に分けて行なわれ300名を超える参加がありました。2回とも、法務局職員11名が丁寧に会場の案内を行い、参加者は地図整備作業の説明に熱心に耳を傾けていました。

地図整備作業の説明は五木田首席登記官から挨拶の後、14条地図作成事務所吉田博昭所長から地図が整備されると不動産の円滑な取引やインフラ整備に役立つメリット、4枚の配布資料を基に現地調査・測量・立会い・縦覧期間など作業工程に沿った完了までの説明と、境界が成立しないと「筆界未定」の処置を受け、その後、地権者の負担が発生する不利な状況になると、住民側に立った懇切丁寧な説明がありました。

現場作業については、業務を受託した神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会越智理事長から「過去、横浜・川崎・横須賀の3市15地区で筆界未定はわずか、ほぼ100パーセントの達成率です。これは法務局・住民の協力と公嘱協会との三位一体の結果です」現場を積み上げた自信溢れる挨拶の後、小笠原・伊藤理事から敷地立入りや境界立会いなどの地図作成作業の他「境界を確認し地図作成の測量費用は国で負担、境界標は住民負担、隣地と折半してなるべく入れて」と「杭を入れて悔いを残さず」コンクリート杭・プレート・鋸など境界標の見本を展示して、埋設費用など住民負担の説明もありました。14条地図作成現地事務所は4月に現場近くにオープン予定で、今は電話番号も未定ですが、面談した吉田所長初め4名の職員ならび公嘱協会役員の意識は高く、公嘱協会横浜支所構成社員の活躍を期待したいと思います。

3月から筆界調査・現況測量が始まり、5月から一筆地立会い・一筆地測量など夏の暑い時期を過ぎて、来年1月に登記申請までの長丁場です。筆者も川崎市井田地区で14条地図作成に参加しましたが、自分の仕事と同時進行は時間・労力とも大変でした。関係者は自傷事故防止に留意し「筆界未定ゼロの達成」地域住民に「やってもらって良かった」と感謝され、達成感の溢れる14条第1項地図作成事業であって欲しいと思います。

まとめに法務省の10年計画によれば、横浜管内の14条地図作成作業は今後も期待できま

すが、官公庁発注について競争入札の結果は散々たるものと思います。私達は発注者側の業者選定のあり方に期待して、予算に見合った成果を上げる努力と業務研鑽の手間を惜しんではならないと思います。そして法務省から「14条地図は土地家屋調査士」国土交通省からも「地籍調査は土地家屋調査士」でなきゃできない！と言われたいものです。

記事・写真 広報部長 有野 拓美



小田原市立久野小学校 久野っ子に二宮金次郎像を贈る会

平成24年2月17日 小田原市立久野小学校にて「久野っ子に二宮金次郎像を贈る会」から新しく建立された、二宮金次郎像の贈呈・除幕式に招待を受けて出席して参りました。

建立された金次郎像は、創立65年の久野小学校には以前あった像の復元を、学校・同窓会・自治会・地域諸団体が実行委員会を立ち上げ賛助金を募り、子供達(久野っ子)に贈られたものとの事です。

式典の前に学校長に挨拶に伺った際、校長先生から本会で寄贈した金次郎マップの事が印象に残っている、是非久野小学校の金次郎像も掲載して欲しいとお言葉を頂きました。

式典には小田原市長・市議会議員等の来賓・保護者・一般参加者・全児童が出席され、盛大に贈呈・除幕式が行われました。今回贈呈された像は、一般的な薪を背負って本を読む像や、県西地域に点在する草鞋を手渡す格好をしたものとは一風違うものでした。

金次郎像制作者である小田原市出身の彫刻家高井正二氏からのことばによると、久野小学校の金次郎像は、世界に1つしかない種を蒔いている姿をしており、「一粒の種が…」という題

名で制作されたものです。洪水から村を守る為に堤防に松を植え、始めは少しの油菜の種から、やがて多くの菜種油を得た話がありますが、米の種を蒔く二宮金次郎の姿をイメージし、久野っ子の皆さんの一粒の種が大きな実になって欲しいという願いを込めて制作されたとの事でした。材質は乾漆という技法で作られており、奈良時代の仏像に用いられた技法で千年の風雪に耐えるものです。贈られた銅像は記念式典の後、多くに方の目に触れる場所に設置されるそうです。

また小田原市内の小学校では4年生になると、尊徳学習として二宮金次郎の功績を学ぶ授業が行われており、4年生児童から学習成果発表がありました。児童の手作り草鞋の披露や、蕎麦の実収穫体験の話、尊徳記念館での学習内容について発表もあり、最後に「金次郎像を贈って頂きありがとうございました」と、お礼の言葉がありました。

皆うれしそうな顔をしており「辛い事があっても金次郎像を見て元気とやる気を得る」との話もあって、とても印象に残る式典でした。

県西支部 山口 宏幸





横浜中支部 広報活動

前回の登記無料相談会の反省を踏まえて、何か戦略をたてる必要があることを痛感し、まずは我々土地家屋調査士が何たるかを世の中に広く知らせようなどと仰々しく思いましたが、活動費に限りがありますので宣伝広告費が比較的安く抑えられるタウンニュースを活用することを思い立ちました。

その一発目が、人生相談にならいQandAでした。ただ一般の人が専門用語の羅列では興味が持てないのでとの懸念があり、そのあたりをそれぞれ失敗を恐れずに戦略を練っていかうと思っています。

またその先にある登記無料相談会との連携、開催場所など多方面に働きかける必要があり、徐々に活動の範囲を広げようとしています。今期若手で能力の高い役員が多く支部活動に参加して頂いているので、その活躍に期待しています。

以上雑駁な思いを書いてしまいましたが、いずれにしても我々土地家屋調査士が世間に認められ、尊敬される士業であってこそ、その苦勞した仕事が報われるというものです。もちろん高報酬でということがプラスされますが。

横浜中支部支部長 金子 幸男

大切な土地・建物をを守るアドバイザー

土地家屋調査士が

お答えします No.1

神奈川県土地家屋調査士会 横浜

☎045-312-1177

Q 先日、隣地所有者から自宅のブロック塀が越境していると言われました。この塀は父の代に設け、長年自宅の一部として利用してきたものです。隣が言うようにに本当に越境しているのか確認したいのですが？

A まずは筆界が現地のどこにあるのかを特定するための確認作業が必要になります。筆界とは、登記された土地の境を構成する二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいいます。

筆界を確認するには、現地において境界標識を探索し、既存の構造物や地形等を調査するだけでなく、測量作業を経て、登記所に備え付けの地図（いわゆる公図）や地積測量図などのほか、官公署や土地所有者が管理又は保有する図面等の資料と現地との照合・点検等の作業のほか、関係する隣地所有者との立会いを要します。場合によっては、登記所へ筆界特定手続の申請を行うこともできます。

このほか詳しい手続や費用については、専門資格者である土地家屋調査士に、是非御相談ください。

た土地の境を構成する二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいいます。

筆界を確認するには、現地において境界標識を探索し、既存の構造物や地形等を調査するだけでなく、測量作業を経て、登記所に備え付けの地図（いわゆる公図）や地積測量図などのほか、官公署や土地所有者が管理又は保有する図面等の資料と現地との照合・点検等の作業のほか、関係する隣地所有者との立会いを要します。場合によっては、登記所へ筆界特定手続の申請を行うこともできます。

このほか詳しい手続や費用については、専門資格者である土地家屋調査士に、是非御相談ください。



湘南第一支部 ミニバスケット大会 子供達にメダルを贈呈しました



昨年、茅ヶ崎のスポーツ少年団のミニバスケット部門に優勝旗を作り子供たちにプレゼントしましたが、その折に調子に乗って当てもないのに継続的な支援を約束してしまい、今年も冬の大会に協賛する事となってしまいました。

少年団の役員さんと打合せの結果、今年は各チームの優秀選手にメダルを贈る事となりましたが、金がない!役員に泣きついて、なんとか資金を確保しました。裏に「土地家屋調査士会」と刻印したメダルと引き換えに当会のパンフレットを役員さんに押し付け、各チームに配布をお願いしました。

当日は、ただメダルを渡すだけでは失礼だろうと早目に会場に行き決勝戦を観戦しました。

小学生の試合とはいえ、その技術とスピードに驚き、親御さん達の真剣に子供たちを応援する様に圧倒され、監督やコーチ達が子供達に注ぐ情熱に感動しました。自分もこの地域の一員としてささやかながらも貢献できた事を誇りに思いました。試合終了後、表彰式で優秀選手に選ばれた子供たち一人一人の首にメダルをかけてあげ閉会となりました。

6年生にとっては最後の試合であり、メダルが良い記念になってくれれば良いなと思います。そしていつの日か地主として立会する機会があれば、気持ちよくハンコを押してもらいたいものだと願っています。

湘南第一支部 小川 明洋



湘南第一支部登記無料相談会

湘南第一支部では、3月17日(土)に市民向け登記無料相談会を開催しました。

事前に登記無料相談会の開催について市の官報、タウンニュース、J-COMにてお知らせしたこともあり、たくさんの反響がありました。

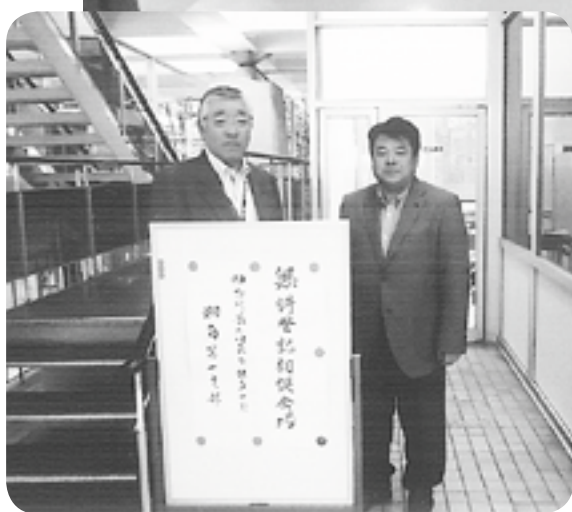
当日は相談員として、当支部の会員15名が相談にあたり、生憎の雨にもかかわらず、多くの市民の方が相談に来られました。相談者の中に

は開場前から待っている方もあり、相談者は熱心にアドバイスに耳を傾けておりました。

当支部では、毎年10月と3月に登記無料相談会を実施しております。

これを機会に市民の皆様が、より気軽に相談に来られるよう工夫することも重要かと感じました。

湘南第一支部 後藤 宏史





県央支部 厚木市少年サッカー大会 第3回 土地家屋調査士杯



県央支部長 二見 誠

毎年1月に行われる『土地家屋調査士杯』今回でいよいよ第3回となりました。

厚木市・愛川町の少年サッカーチームによる大会で、県央支部の協賛する学年は小学2年生、名称は『土地家屋調査士杯』です。ちなみにトーナメント方式で参加は11チームでした。

協賛の内容ですが、優秀チームへの楯、参加選手への参加賞の提供がメインとなります。

予算的にも、さほど高価な物は準備出来ないものの、貰った時のちびっ子の笑顔はどうしても期待してしまいます。しかも、その数が「11チーム×(11名+a)」の人数分ともなると結構な数を揃える必要もあります。

品物選びは毎年、悩ましいものとなりますが、毎回準備を担当してくれるH役員のナイスなチョイスで無事賞品が揃いました。

また、調査士会本会からは会作成のノベルティ(コンベックス・クリアファイル等)を分けて頂くのですが、ちびっ子達には珍しさと興味

が惹かれるのか、意外や意外?にも、好評で毎年非常に助かっています。

お陰を持って、今大会も選手や保護者の方々に喜んで頂き、盛況のうちに終わる事が出来ました。

ひとたび、試合が始まれば閉会式までは各チームの試合観戦をすることになるのですが、今年は県央支部会員のお子さんが土地家屋調査士杯(=2年生の部)に選手として出場していたため、その試合の観戦には、ひときわ熱が入ります。

試合結果は少々残念なものではありましたが、そこは伸び盛りの2年生…来年の3年生大会での健闘を祈ります。(ちなみに3年生の大会はマクドナルドさんが協賛しているので賞品は美味しいもの?かもしれませんね。)

今年はオリンピックイヤー。当然サッカーの話題も日本中を湧かせることでしょう。

県央支部は未来のなでしこジャパン・サムライブルー候補達をささやかながらも末永く、応援していきます。



支 部 会 員 活 動 報 告

相模原市立相陽中学校職場体験活動

1月25日の朝、事務所でいつものようにメールをチェックすると、筆者が所属する相模原支部の柚木会員からメールが届いていた。内容は『相模原市立相陽中学校の職場体験活動に協力することになり、1月26日、27日の2日間、生徒が来るので広報のネタにどうか』というもの。メール送信日が前日24日の夜、実施日は明日。あまりにも急な話なので面食らったが、相陽中学校は筆者の妻の母校でもあり取材することにした。

職場体験活動というのは、幼稚園、病院、銀行、ボーリング場など多数の職場から生徒が希望する職場で仕事を体験するというもので、測量を希望する生徒の受け入れ先として、たまたま相陽中学校に接する交差点改良のための現況測量を受託していた柚木会員に相模原市学校施設課を通して打診があったそうだ。

測量体験をする生徒は中学2年生の3名。1日目は現場において柚木事務所のスタッフが測量器を操作し、生徒は柚木会員の指示に従いプリズムポールを観測点に立てるという作業を行った。午前中は電子平板を用いたが、午後からはあえて電子平板は使わず、ポール立てと共に現況スケッチに観測位置の測点番号を記入する作業も生徒

が行い、1日でおおよそ300点の観測を行なった。

2日目は事務所での図化作業。あらかじめ柚木会員が観測点の座標計算とCAD上への展開まで準備してあり、朝「出勤」してきた生徒が現況スケッチに記入した測点番号を頼りに、測量CADでプロット点を結線し図面にする作業を行った。3台のパソコンを用いて3人がそれぞれ同じ図面を作成したが、柚木会員とスタッフのサポートを受け、前日の午後に観測した分について3人とも無事図面にすることが出来た。

2日間の取材を終え、柚木会員から「今回の職場体験に先立ち、生徒が自分の長所や希望理由などを記入した書類を持参し、事務所に挨拶に来た」との話を聞き、自分が高校生の時、初めてのアルバイトの面接で緊張のあまり前日眠れなかったこと、腹痛に悩まされたことなどを懐かしく思い出しながら帰路についた。

しかし、職場体験の引受け先探しには苦勞を伴うことは想像に難くない。協力業者の確保に尽力された中学校の先生方、学校施設課の職員の方、それと快く引受けてくれた柚木会員に敬意を表したい。

(写真・記事 広報部次長 中川 裕久)



1日目は現場でポールマンを体験。測量するのは主に学校敷地内の道路に面した部分。写真は校門付近を測量しているところ。



柚木事務所のベテランスタッフ渋谷氏から測量器操作のレクチャーを受ける。



測量器を水平にして・・・。



零方向を視準。



雨水の集水樹にプリズムポールを立てる生徒君。
ニット帽は電子平板を操作する柚木会員。



2日目は柚木事務所に直接「出勤」。
3人そろって事務所で図化作業。



現況スケッチを見ながら、CAD を操作する生徒君。



生徒君をレクチャーする柚木会員。温厚な
柚木会員は受入れ先として適任だと思う。

調査士 ねとわく

「読書」

県央支部 播磨 誠司

忙しい時期に寄稿依頼が来て、何について寄稿しようか色々思考したが、時間が勿体ないので私の趣味について寄稿します。

私の趣味は「読書」です。好きな作家はと聞かれたら、「宮本輝・坂東眞佐子・パール・バック」と答えます。

その3名の作品の中で私にとって特別な作品は、宮本輝の「流転の海」(第1～6部)です。この作品の時代設定は、戦後から高度経済成長期であり、作者自身の自著伝的な小説であり主人公は50歳にして病弱な子を授かった父と子の物語です。

昭和22年生まれの作者と私の両親とは同世代なので、この小説を通し戦後の昭和から高度成長期の日本をどのように暮らしてきたのか時々空想してしまいます。(本人に直接聞けばいいのですが…)

様々な本を読むと、戦争の事や敗戦後から高度成長時代の事が多く書かれていて、私は何故かその時代の小説に興味を惹かれてしまいますし、その理由に最近気が付いたのですが、その時代を生き抜く人々の姿が力強く描かれているからです。敗戦後わずか十数年で高度成長期を迎える日本を遠い戦地でなくなった人々の誰が想像できたでしょうか？

最近ニュースで日本の人口減少が話題になっていましたが、1950年から2005年の55年間で日本の人口は4300万人増加し、その8割が三大都市圏の増加になるそうです。

この理由として、高度成長期に地方部の人々が都市部へ移動したからです。私の父も東北出身なのでその1人です。

高度成長期には三種の神器や東京オリンピックなど光の部分ばかり目にしますが、一方地方の過疎化など陰の部分もある事を本を通じ知る事が出来ました。

これからも時間の許す限り、色々な本を読みたいと思います。

最後に私が読んだ本のなかで面白かった本を記載しますので、興味のある方はぜひ読んでみて下さい。

宮本 輝「流転の海」

坂東 眞佐子「山姥」

パール・バック「大地」

百田尚樹「永遠の0 (ゼロ)」

10,000m 泳

横須賀支部 菱沼 和久

私は都内の水泳クラブに所属しております。その水泳クラブの年間行事の一つとしてスイムマラソンというプールでの遠泳大会があり、毎年参加しております。場所は茨城県土浦のジョイフル・アスレチッククラブというスポーツ施設であります。そこで昨年第25回目となりますスイムマラソンが10月9日、10日の二日間開催されました。9日は10分泳、3,000m、5,000m、10日は1,500m、10,000mの五種目をいずれも自由形で泳ぐ大会です。各種目とも一人で泳ぐ訳ではありますが、私は10,000mに参加しました。昨年も参加し、3時間04分48秒でしたので今年は3時間切りを狙ってました。5コースに分かれ1コースに6人が泳ぎますが、2コース目の私のコースには私を含め女性2名 男性4名(1名は還暦を超えていそう)のメンバーでした。100mを前半は1分40秒位のペースで泳ぎ、5,000mでは1時間27分45秒と昨年より1分50秒速いペースで行くことが出来ました。しかし終盤の7,000m位から次第に疲労が溜りはじめ、2人の女性スイマーや還暦を超えたと思える男性スイマーからも何回も抜かれる羽目になってしまいました。最後の1,000mは体全体が疲労でとても辛かったです。(悔しい一場面)

結果3時間05分31秒と昨年より43秒遅く、とても残念でした。(参考 今年のトップは2時間30分位)仕事が多忙で、ろくに練習が出来なかったのが当然の結果かな?(言い訳)

水泳はとても奥が深く、体力があれば良いというものではなく、正しいフォームで泳ぐ事がとても大事であります。私は体力には自信がありますが、如何せん自己流で培ってきたのが災いしてか、「フォームに無駄が多くもったいない」と、仲間からよく言われます。

しかし奥が深いからこそ魅力を感じます。隣りのコースでは弱視の泳者が5時間の制限時間を超えてしまいましたが、主催者の計らいでゴールした時には参加者からは拍手喝采を受けておりました。(感動した一場面でありました)泳いでいる最中や終わった直後はもう二度と参加したくないという悲壮感ばかりでありましたが、その泳者がゴールした後はまた来年も参加しようという気持ちが湧いて参りました。不思議なものです。大会終了後、コンビニでお酒を買い常磐線の車内で仲間内で酒盛りの宴会をしながらの帰路は至福のひと時でした。普段、土地家屋調査士業をしておりますと中々水泳の練習時間がとれませんが、私の周りではいろんなハンディを背負いながらも、懸命に水泳の練習に取り組んでいる人が何人もいて、とても刺激を受けます。是非、今年のスィムマラソンでは10,000mで念願の3時間切りを目指して練習に取り組んで参りたいと前向きに考えております。ただ、ただですが、お客様から、泳いばかりいるから、仕事が遅くて困るとお叱りを受けられないよう土地家屋調査士業の業務はともかくも、支部広報員としての役割を果たし、土地家屋調査士業の発展にも微力ながら、寄与出来るよう頑張ります。

新入会員自己紹介



横浜東支部 花澤 俊幸

2011年1月より登録致しました、横浜東支部の花澤と申します。

土地家屋調査士という仕事を始めようとしたきっかけは、以前勤務していた職場が不況により閉鎖することとなり、土地家屋調査士の資格を取得していたこともあり、全くの未経験ではありましたが調査士の仕事をしたいと決めました。

弁護士や司法書士などの仕事や資格を知っている方は多いと思いますが、一般の方で土地家屋調査士という仕事を知っている方はあまり多

くないのではないのでしょうか。私もまたその一人でした。

土地家屋調査士という仕事は「土地及び建物に関するもので不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することが目的である。」が前提としてあります。ですから、より多くの方々に土地家屋調査士という仕事を知っていただき、もっと身近に感じていただきたいと思い仕事に取り組んで参りたいです。

私は、まだまだ右も左もわからない未熟者ではありますが、諸先輩方の御指導を賜りながら日々精進していきたいと考えておりますので宜しくお願い申し上げます。

第73回 定時総会について

(案内略図)

日 時 5月25日(金) 午後1時 開会

会 場 ロイヤルホールヨコハマ(横浜市中区)
2階 ヴェルサイユの間

当日は会員証をバーコードリーダーで読みとり、出欠の確認をいたします。各自会員証をお忘れなくご持参ください。

※会員証をお忘れの方については従来の受付も行っております。



編 集 後 記

幸せとはなんだろう

万人、自分を幸せだと感じる方は少ないと思います。

私は50を過ぎたころから極力自分は幸せだと思いうようにしています。

夜、寝るとき今日あったことを考え、一日無事で何事もなくよかったなー

スポーツをした後、仲間と酒を飲んでつまらない話を楽しくしている時、等々、幸せだと感じるようにしています。

私の幸せとは、まずは健康である事、多少のお金がある事、友達・仲間を持つこと、何事も楽しくやることです。

この考えでは世の中のほとんどの人が幸せだと思います。

すなわち、普通が一番幸せと感じる今日この頃であります。(楽ちんか)

横須賀で宅建協会の新年会に清田支部長と来賓として出席しました。

スピーチの後、懇親会になり、支部長と話しておりましたら、挨拶に来られた男性に、身に覚えがありません。えー聞けば本人、10キロ

のダイエットに成功したそうです。感覚では顔が半分に見えました。

ダイエット成功の秘訣ですが カロリーコントロール、筋力アップ、運動(マラソン)と申しておりました。本人の努力もありますが、奥さんのご尽力があつてのことのようです。健康な体があつて仕事があるんだと、再認識しました。(菱沼和久)

先日、測量をしていたところ、「おじさん何してるの?」と小学生が話しかけてきました。反射的に「お兄さんでしょ?」と聞き返してしまいました。

小学生から見れば年齢的には確かにおじさんの部類に入るかもしれないが、学生気分がいつまでも抜けない自分にとってはかなりショックな出来事でした。

本人ばかりがいつまでも若いと思っているのかもしれない。(小次郎)

広報担当副会長
広報部長
広報部次長
広報部理事
広報部理事
支部広報員

福本正幸
有野拓美
中川裕久
野口幸秀
松浦孝二
佐々木謙一
荒川原乗之
花島和之
内田博寛
徳中一彦
白根健二
林菱沼和久

後藤宏史
西野尊仁
足立尊誠
播磨博文
岸本博宏
山口宏幸

発行 神奈川県土地家屋調査士会
横浜市西区楠町18番地
TEL (045) 312-1177(代)
FAX (045) 312-1277
E-mail
info@kanagawa-chousashi.or.jp

発行者 神奈川県土地家屋調査士会
会長 海野敦郎

印刷所 昭英印刷株式会社
大和市鶴間1-21-11
TEL (046) 261-0844(代)